

2026年4月1日
 統括管理責任者
 副学長（研究担当）

2026年度 コンプライアンス教育・啓発活動・研究倫理教育実施計画

対象者	区分	時期				内容等	
		4月 ～6月	7月 ～9月	10月 ～12月	1月 ～3月		
関係役職者・コンプライアンス推進責任者	コンプライアンス教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習	
	研究倫理教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習	
	啓発活動		○				倫理審査委員会（ガイドライン報告、コンプライアンス・研究倫理教育実施報告）
				○			倫理審査委員会（チェックリスト結果報告）
					○		倫理審査委員会（不正防止計画協議）
			○			○	研究・知財戦略機構会議（研究費ルール審議・報告および遵守徹底）
			○			○	学部長会（研究費ルール審議・報告および遵守徹底）
				○	倫理審査委員会（不正防止計画等検証等）		
すべての研究者・研究支援者	コンプライアンス教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習	
	研究倫理教育	○				新任教員研修会	
		随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習	
	啓発活動	○				研究費使用説明会・教授会（不正事案共有・研究費ルール説明）	
		○			科研費申請説明会（不正事案共有・研究計画の立て方・研究費ルール）		
研究費の支給を受ける者(学生アルバイト等)	コンプライアンス教育	随時				契約時説明（対面・動画等、教材配布等）	
	啓発活動	○	○	○	○	不正防止リーフレット（Web公開）	
全ての大学院学生・学部学生	研究倫理教育	○	○	○	○	eAPRIN（大学院）・学内資料通読（学部）	
事務職員（研究費管理・運用関係者）	コンプライアンス教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習	
	研究倫理教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習	
	啓発活動		○	○	○	研究費マニュアル連絡会（年4回）	
内部統制・監査担当者	コンプライアンス教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習	
	研究倫理教育	随時				eAPRIN・学内コンテンツ等による学習	
	啓発活動	○	○	○	○	最高管理責任者・統括管理責任者連絡会	
		○			監事及び監査部門との不正防止部門連絡会		

研究費の適正使用、法令遵守（不正使用・罰則）等について

研究に必要な経費は、大学が経費を管理し、研究課題の達成に向けた研究計画に沿って支出することで、研究者個人へ課税されることのない「研究費」として執行できます。「研究費」として執行するには、大学や研究者は、配分機関（文部科学省、JST等）が定めるルールを守り、監査において説明責任の義務を果たす必要があります。大学は、意図しない不正使用から研究者を守るため、研究費使用ルールを定めて周知しています。研究費使用ルールは、研究者自身を守るための仕組みでもあることもご理解いただき、適正執行にご協力ください。

1 近年の主な不正使用事案の例

研究分担者の不正であっても、研究代表者まで処分を受ける可能性があります。研究グループへの目配りをお願いします。

年月	大学名	不正の種別	機関による処分
2024.09	慶應義塾大学	架空請求（カラ給与）、還流行為	諭旨退職
2024.06	早稲田大学	カラ出張（旅費の不正請求・私的流用あり）	懲戒処分
2024.05	東京大学	目的外使用（私的流用及び還流行為なし）	
2024.03	富山県立大学	不適切な経理手続 （学生に虚偽のアルバイト出勤簿作成を指示）	懲戒処分
2024.01	愛知学院大学	不正受給（私的流用なし）、業績虚偽記載	
2023.11	法政大学	目的外使用（研究補助者の当該研究以外への従事）	検討中

2 不正使用に対する罰則等

不正行為を行うと、研究者に対する配分機関からの研究費返還や応募制限、学内での処分だけではなく、関係府省から機関（大学）が処分される場合があり、個人も機関も、社会的な信用を失います。罰則などは案件ごとに判断されますが、代表的な措置は以下のとおりです。

（1）研究者に対する措置

- ・ 配分機関、大学等による不正を行った研究者の個人名等の公開
- ・ 大学からの懲戒処分
- ・ 刑事罰（刑事告訴や民事訴訟等） 等

（2）機関への措置

- ・ 機関及び研究者への研究費返還（加算金を含む措置有）
- ・ 機関（機関に所属する研究者）への競争的研究費の応募制限
- ・ 不正研究者、共謀研究者、責任者の立場にある研究者等への研究費申請制限 等

<参考> 競争的研究費の適正執行に関する指針「研究費不正使用」の場合

- 私的流用を行った者----- 10年の申請及び参加制限
- 私的流用のなく不正した者----- 1～5年の申請及び参加制限
- 善管注意義務違反（不正に関与していない研究資金管理者）----- 最大2年

（参考）文部科学省 web サイト

研究機関における公的研究費の管理・監査 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

研究機関における不正使用事案 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm